

卸町会館

COVID-19 感染拡大防止ガイドライン

2020年8月1日策定

2020年9月1日改訂

2021年4月1日改訂

2022年1月1日改訂

2022年10月1日改訂



協同組合仙台卸商センター

卸町会館

卸町会館

利用に際しての新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、国・自治体の会議・セミナー等イベント開催制限の段階的緩和を踏まえ、当施設利用に際してのガイドラインを策定したものです。

感染防止対策は、主催者を含め参加者の皆様の安全・安心を確保するためのものであり、その必要性をご理解いただき、徹底に努めていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後も最新状況、業界のガイドラインを反映しながら改訂いたします。

1 本ガイドラインについて

- (1) 適用開始時期：2022年10月1日（土）
- (2) 対象：卸町会館におけるすべての会議室利用
- (3) 基本的な条件

- ①収容人数を超えないこと
- ②人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること
- ③手洗い、手指消毒等の徹底
- ④咳エチケット、正しいマスクの着用の徹底
- ⑤施設の換気と消毒の徹底
- ⑥発熱者・体調不良者の入場制限の徹底
- ⑦感染拡大防止を目的に参加者全員の連絡先の把握
- ⑧感染の疑いのある対象者が発見された場合の緊急連絡体制の構築

(4) 留意事項

- ①会議・セミナー等の開催に際して感染症対策が整わない場合は、中止又は延期を要請することがあります。
- ②国・自治体から会議・セミナー等開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても会議・セミナー等開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。また、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2 各会議室の収容人数

貸出施設の収容人数の上限は下記の表のとおりです。

会議室名		面積	学式	口型	会議室名		面積	学式	口型
4 階	大会議室	246㎡	96名	36名	2 階	中会議室	106㎡	38名	24名
	特別会議室	53㎡	14名(円卓固定)			第一会議室	87㎡	20名	21名
	中ホール	137㎡	54名	30名		第二会議室	41㎡	12名	10名
	第一会議室	71㎡	16名	15名					
	第二会議室	56㎡	12名	12名					

3 卸町会館が実施する感染予防対策

- ①主催者の感染予防対策における会場対応となる項目に協力する。
- ②収容人数を徹底する。
収容人数（最大同時入場者数または1日の来場者総数）を超えないよう主催者へ人数の管理の徹底を要請する。
- ③施設入り口・共用スペース及び各会議室におけるアルコール消毒液の設置を行う。
- ④正しいマスクの着用および咳エチケット、手洗い、手指消毒の励行を呼びかける。
- ⑤ソーシャルディスタンス（推奨：2m、最低1m）を確保するためトイレ等の共有部分については、待機用のフロアマーカ等を設置する。
- ⑥定期的に換気を行う。
 - ・施設入り口のドアを原則常時開放する。
 - ・空調設備による、機械換気を常時行う。
- ⑦トイレや共用スペースの衛生環境を維持する。
 - ・共用スペース（ベンチ、自動販売機のボタン部分、ロッカー、パンフレットラック、ドアノブ、電気スイッチ等）の手の触れる部分の定期的消毒・清掃を実施する。
 - ・トイレの定期的な清拭消毒・清掃を実施する。
 - ・ハンドドライヤーの使用を停止する。
 - ・ペーパータオルを設置する。
 - ・便座クリーナーを設置する。
 - ・洗面台にアルコール消毒液を設置する。
 - ・ゴミの定期的回収を行う。
 - ・共用スペースでの食事を禁止する。

- ⑧会議室内の常設備品（テーブル、椅子等）は利用後に清拭消毒・清掃を行う。
- ⑨みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録と来場者の利用を促す。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段確保を促す）

接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、すべての期間（搬入開始時～搬出完了時）において接触確認アプリ（COCOA）の稼働を促す。
- ⑩職員及び施設関係者の手洗い・手指消毒・健康状態の確認及び接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、稼働を徹底する。また、ユニフォームや作業着はこまめに洗濯する。
- ⑪発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場防止のため、各会場で適宜検温作業をできるように非接触型体温計を配備する（無料貸出）。
- ⑫共有部の椅子の座席間隔を空ける。
- ⑬喫煙所は人数制限を設け、密な状態にならないよう注意すること等の注意事項の貼り紙を貼付する。

4 主催者に実施していただく感染予防対策

(1) 会場利用前（計画時）

- ①感染状況及び対策に関する的確な情報を把握する。
厚生労働省・宮城県・仙台市・業種別ガイドライン等を確認する。
- ②延期又は中止を判断する基準・プロセスを定めておく。
- ③感染症対策の責任者を明確に定め施設側と共有する。
感染の疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号を関係者に共有し周知徹底を行う。

※新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）
宮城県・仙台市共通「受診・相談センター」
 - ・受付時間：24時間
 - ・電話番号：022-398-9211
- ④3密回避計画を立てる（ソーシャルディスタンス・換気・入場制限）
 - ・受付等の飛沫感染防止・接触感染防止施工についてアクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策を実施する。

 - ・会議・セミナー等の公式ホームページなどに本ガイドライン及び関連業種のガイドラインを遵守し開催する旨を公表する。

- ⑤参加者に対し、正しいマスク着用の感染予防対策を行うようホームページ等により事前に周知・徹底する。
- ⑥次に該当する場合又は該当する方に対しては来場・入場を控えていただく等、国や自治体の方針や指示に従い計画し、安全を重視したルール作り、対応を検討・実施する。
- ・発熱（37.5度以上）又は体調不良の方
 - ・新型コロナウイルス検査陽性とされた者と濃厚接触がある場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ⑦来場者が退場する際は、一斉退場とならないよう計画を立てる。
- ⑧関係者（主催者及び出展者等）が接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、すべての期間（入館時～退館時）において接触確認アプリ（COCOA）が稼働するように徹底する（掲示物の準備や掲示方法等の検討）。
- ⑨参加及び来場誘致活動にあつては、特別警戒都道府県に向けた周知活動を自粛する。海外からの参加については、入国やビザの発給制限がある国からの参加、感染した場合重症化リスクが高い高齢者や持病のある方の参加は断るなど、政府や自治体の方針や指示に従い計画し、感染状況により参加を自粛してもらうなど安全を重視したルール作りを行う。
- ⑩来場者（お客様）に対し、以下の新型コロナウイルス対策を実施する旨を告知する。
- ・入場時に検温や体調チェック、手指消毒を実施すること。
 - ・正しいマスク着用を義務付けていること。
 - ・会議・セミナー等では個人情報の登録が必要であること（可能であれば同意を得てから登録に進むようなシステムを導入することを検討）。
 - ・感染者発生時には感染経路等特定等の理由により最低限必要となる個人情報を政府機関及び自治体の要請に従い、開示する場合があること。
 - ・感染確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール及び稼働を依頼すること。

（2）会場利用期間中

- ①発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場を防ぐ。
- ・関係者（主催者及び来場者等）の検温作業、健康チェックを徹底する。
 - ・万が一感染が発生した場合に備え、来場者・関係者を含む全参加者の連絡先登録リスト（項目は「氏名・電話番号・メールアドレス・住所」を推奨）を作成し、個人情報の取扱いに十分注意の上、できるだけ長く（最低3週間以上）適正に保管・管理する。

また、万一感染が発生した場合は保健所などの関係機関に提出できるよう準備を徹底する。

- ・会場内で発熱者・体調不良者が発見された時は、別室での隔離及び対応措置等を行う。
- ・入場時に検温作業等を行い、発熱者は入場を控えていただく。
- ・次に該当する場合などで来場者の入館を断る際には、感染疑い時対応マニュアルに記載した手順にて対応し、感染相談センターの電話番号や管轄保険所連絡先を記載した書面を渡すなどの対応を行う。

- 1) 入館時の検温で37.5度以上（37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する）の発熱があることが分かった場合
- 2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 3) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 4) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

②衛生環境を維持する

- ・全参加者に対して正しいマスク着用を原則義務化し、目視確認による未着用者及び正しく着用していない参加者に正しいマスク着用依頼を実施する。また、主催者にて予備のマスクを準備する。
- ・飲食時等でマスクを着用しない時は会話を控え、会話する時は必ず正しいマスクの着用を徹底する
- ・会場内の定期的な消毒・清掃を行う。
- ・会場内で使用する貸出備品は利用期間中に適宜清拭消毒を行う。
- ・参加者へ手洗い、手指消毒励行等を告知する。
- ・マイク等を活用し、大声での誘導、アナウンスを避ける。
- ・共用スペースでの飲食は当分の間、飲料のみとする。
- ・来場者に対して飲食物を提供することは極力控える。飲料を提供する場合は紙コップ等使い捨てのものを使用するかペットボトルなどで提供し、昼食等で出たゴミは原則持ち帰るよう周知する。
- ・感染防止のため、聴講者には自ら筆記用具、水など各自用意するよう事前に周知する。
- ・登壇者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底する。

③密閉を避ける

- ・会場内は定期的な換気（場所、方法、頻度）を行う。1時間に2か所以上を開放し2回5分以上換気を行う。
- ・セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなどの工夫に努める。

④密集させない

- ・利用人数の基準を守るとともに、その範囲内であってもソーシャルディスタンスを確保する。
- ・密にならないための工夫を行う。
- ・来場者の整理はできるだけ2m（最低1m）を目安に間隔の確保を行う。
- ・会議室内ではできるだけ2m（最低1m）を目安に四方を空けた席の配置で十分な間隔を確保する。
- ・セミナー・シンポジウム・式典等は登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である2m程度空け、演台に飛沫防止シールドを設置し、登壇者も正しくマスクをした上で講演することを推奨する。
- ・来場者に対して密にならないように貼紙等で明示する。

⑤密接させない

- ・握手等による直接の接触を避ける。
- ・対面距離や座席の配置を工夫する。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しせず平積みかラック式の配架とする。

⑥来場者に促すべき対策

- ・当日の検温と体調の確認を来場前に行うように促し、発熱や体調不良があれば来場を自粛させる。
- ・会場では正しいマスク着用と頻繁な手洗い・手指消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の会話は避ける。
※夏期については、厚生労働省の「熱中症予防行動のポイント」を参照すること。
- ・みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録と来場者の利用を推奨する。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段確保を促す）
- ・接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、稼働を推奨する。

5 おわりに

国・自治体から会議・セミナー等開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても会議・セミナー等開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。

付記

本ガイドラインは、一般社団法人日本展示会協会が策定した「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」を準用して策定しました。